

---

# 920MHz帯RFID 構内無線局免許・登録申請に関して

(一社)日本自動認識システム協会  
平成27年7月

# パッシブタイプRFID 無線局種別



ISO/IEC 18000シリーズ	周波数	日本の電波法関連規則
18000-2	135kHz未満	・誘導式通信設備
18000-3	13.56MHz	・誘導式読み書き通信設備
18000-4	2.45GHz	・構内無線局(免許局) ・特定小電力無線局
18000-6	950~956MHz 2018年3月31日まで使用可能。	・構内無線局(免許局及び登録局) ・簡易無線局(登録局) ・特定小電力無線局
	915~928MHz 2012年7月25日から使用可能。	・ <b>構内無線局(免許局及び登録局)*</b> 次シート以降を参照して、免許・登録申請を必ず 実施願います。 ・特定小電力無線局 ユーザの免許・登録申請は不要です。

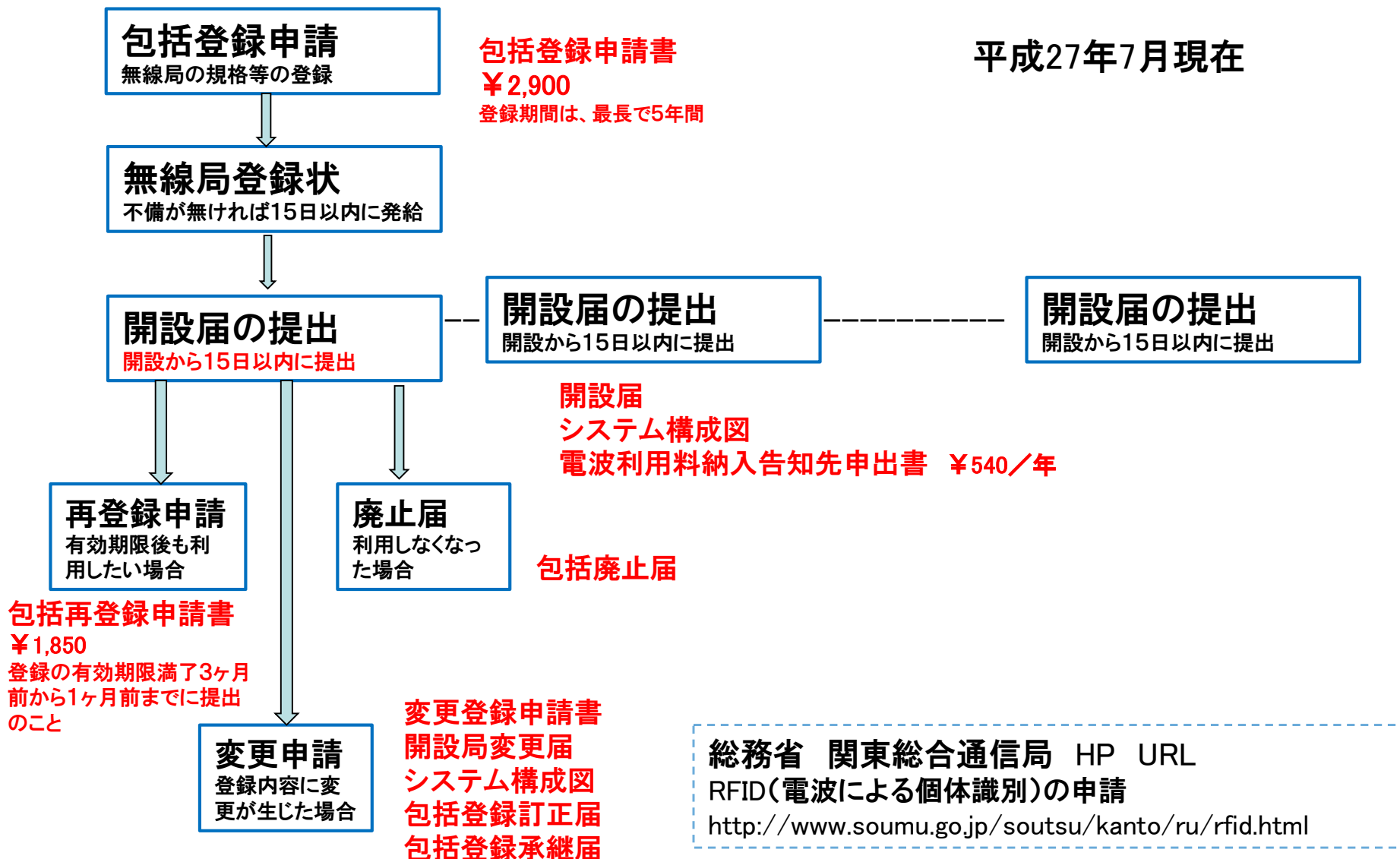
※次シート以降で説明する無線局種別です。

- ・ 包括登録申請
  - 無線を利用したいとの申請を行い、利用可能な環境を作成
    - ・ 申請: 利用者の**本社が所在する都道府県**を管轄する地方総合通信局
  - 包括申請から15日以内に「無線局登録状」が発給
- ・ 開設届(利用開始)
  - 無線局登録状を入手後、初めて無線局の開設が可能
  - 利用開始から15日以内に開設届の提出
    - ・ 提出: 無線局の**常置場所の都道府県**を管轄する地方総合通信局

**重要: 無線局登録状だけでは、無線局の利用は不可  
開設届の未提出の場合は、電波法令違反**

# 申請のフロー(登録制度の構内無線局)

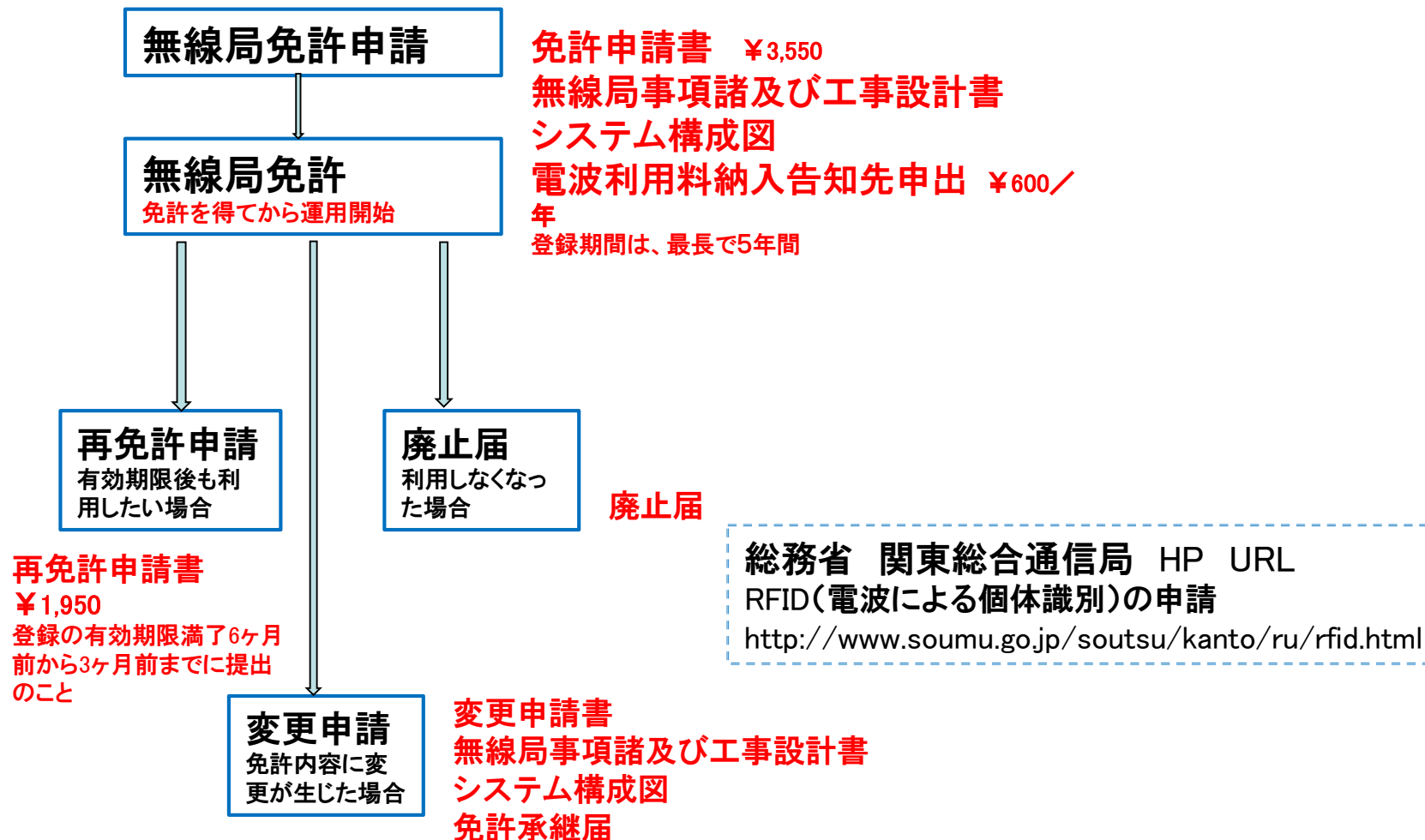
平成27年7月現在



- ・ 免許申請に必要な書類
  - 免許申請書、無線局事項書及び工事設計書、システム構成図
    - ・ 同一構内において機能上一体となって、1つの通信系を構成する場合、複数の無線設備を単一の無線局として申請が可能
    - ・ 免許期間は、最長で5年間です。
- ・ 免許変更に必要な書類
  - 変更申請書、無線局事項書及び工事設計書、システム構成図
- ・ 再免許申請に必要な書類
  - 再免許申請書
    - ・ 免許の有効期間満了の6ヶ月前から3ヶ月前までに提出
    - ・ 通知等はないので自己管理が必要(登録制度の構内無線局も同じ)
- ・ 廃止届
  - 廃止届
    - ・ 廃止する場合、過去日での廃止は不可
- ・ 免許承継申請、電波利用料納入告知先申出書

# 免許のフロー(免許制度の構内無線局)

平成27年7月現在



## 各地の総合通信局の管轄地域（都道府県単位）



- ・北海道総合通信局：北海道
- ・東北総合通信局：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- ・関東総合通信局：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- ・信越総合通信局：新潟、長野
- ・北陸総合通信局：富山、石川、福井
- ・東海総合通信局：岐阜、静岡、愛知、三重
- ・近畿総合通信局：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- ・中国総合通信局：鳥取、島根、岡山、広島、山口
- ・四国総合通信局：徳島、香川、愛媛、高知
- ・九州総合通信局：福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、長崎、鹿児島
- ・沖縄総合通信事務所：沖縄

なお、詳細に関しては下記の総務省ホームページ（平成27年5月時点）を参照。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/material/commtab1.htm>

## ■不法無線局

電波の利用には原則として無線局の免許が必要です。免許がないのに開設した無線局は不法無線局です。

不法無線局を開設した場合は電波法違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。また、不法無線局から出された電波で重要な無線通信を妨害すると、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/denpa/fuhoumusenkyoku.htm>

より抜粋